（仮称）戸田市自治基本条例
制定に向けての提言書

平成２２年１月２８日

戸田市議会　総務常任委員会

１．はじめに

自治基本条例制定の流れは今や全国に広がった。種々議論はあるものの、その存在価値に異論を挟む余地はないものと考える。しかし、あえて本提言書で本市における自治基本条例の必要性を明らかにしたのは、他市と比較してもその必要性が高いという点に触れるためである。

現在、本市でもこの自治基本条例の制定に向けて動き出しているが、緒に就いたばかりであり、この先の策定スケジュールについては必ずしも明確とは言えない。

また、市民の中に目立った動きはなく、その自発的な活動を待つことは自治基本条例の適切な時期における制定を目指す立場からは現実的ではない。

そこで、当委員会は議会が自治基本条例制定に向けて先駆的に動き出すべきとの考えに至った。しかし、その果たすべき役割分担にも考慮し、行政が先導する場合と併記する形の提言とした。

本提言書はさらに一段掘り進め、条例に具体的に盛り込むべきと考える事項についても触れている。

２．本市における自治基本条例の必要性

一般的な必要性としては次のようなものが言われている。

（１） 時代の大きな潮流

・急激な少子高齢化

・危機的な財政状況の悪化

・行政に対する住民ニーズの多様化

（２） 地方分権の進展

・一連の地方分権改革

・国と地方は対等、協力関係

・自主的で自律的なまちづくり

（３） 住民自治の実現の要請

・市民が自ら考え、決定し、実行していくシステム

・情報の共有と市民参加の促進

さらに、本市では以下の特性が挙げられる。

（４） 毎年１割の住民が転入出をしている本市において、町会を中心とした地域コミュニ

ティをどのように維持・発展させていけば良いかが大きな課題となっていること。

（5） 市外に働きに行かれる方、また市外から戸田に働きに来る方が多い本市において、彼らとのコミュニケーションと彼らの市政参画をどのように図るかを考える必要があること。

（6） 外国人の住民が多いこと。

以上より、本市は自治基本条例の必要性は高いのであり、制定に向けてより一層の推進を図っていくべき状況である。

３．検討の進め方

本市の市民は、上述のとおり大変入れ替わりが激しく、市民が自治基本条例の必要性を認識しているとしても、それが全体的な市民運動に発展する可能性は低いと思われる。よって、行政または議会が先導的な役割を果たす必要がある。

その際、それぞれが先導する場合において以下の点を提言する。

（1） 行政が先導する場合

・自治基本条例の制定を前提とした協議の場をつくり、幅広い立場の市民の参加を可能にすること。

・上記の協議の場には議会の代表も参加させること。

（2） 議会が先導する場合

・研究会や特別委員会など議会の代表者が集中的に協議する場を設けること。当初は非公式であってもよいが、議長の諮問機関としての位置付けが望ましい。

・市内各地で市民との公開討論会を行い、市民との議論を深めるとともに、理解を得ること。

・行政と市民の間に立って、コーディネーター的な役割を果たすこと。

４．自治基本条例に盛り込むべき項目

自治基本条例は各地で制定されてきて、盛り込まれている項目も多岐にわたっているが、今回の提言書でそこに多く踏み込むのは時期尚早との判断から、下記の２点に絞って提言する。

（1） 市民への情報提供の充実

現在、特に本市は前述のとおり、市と市民がコミュニケーションを図ることが難しい。しかし一方で、かつてとは比較にならないほど情報提供の手段は充実してきてい

る。過去の手法に固執せず、適切な手法を選択すれば、両者の距離を縮めることも可能になるものと考える。よって、広報、インターネット等市民と行政、議会が繋がる手段を適切に選択し、これを充実させ、確実に市民のもとに届ける方策を講じるよう、自治基本条例の条文に明記することを提言する。

（２）（仮称）住民自治協議会の設置

詳細については今後の議論に譲るが、地域住民が行政に依存せず、適切な財源と組織のもと一定の自治を実現できる仕組みとして（仮称）住民自治協議会を設置することを提言する。

（仮称）住民自治協議会とは、例えば以下のような機能を有する組織である。

① 行政は（仮称）住民自治協議会に対して、身近な問題については、財源とともに解決のための権限を移譲する。つまり（仮称）住民自治協議会は自ら手段を選択し、問題を解決できる。

例：公園の清掃、街路樹の剪定、街路灯の整備、ゴミの回収など

② 住民自治協議会に加入しない市民には、住民自治協議会の権限に属するサービスの提供の一部は別途手数料等を徴収して市が実施する。つまり、原則、地域住民は（仮称）住民自治協議会に参加することが義務となる。

③ 常勤の従事者、住民代表を置く。

５．結びに

自治基本条例は概念的であり、その必要性を策定前から感じることは難しい面があるかもしれない。しかし、当委員会は１年間の議論を通じて、自治基本条例の制定はその策定過程も含め、市の発展及び成熟に大きく寄与するものと確信を持つに至った。提言内容にもあるとおり、行政並びに議会は先導的に取り組みを始めていただきたい。特に、議会はその中立的な立場から、自治基本条例制定にあたって大きな役割が果たせるものと考える。

本提言書が（仮称）戸田市自治基本条例制定への礎となれば幸いである。